

五島市しま留学 ^{ひさか} (久賀島・^{なる} 奈留島)

令和7年度 募集要項

主 管 五島市久賀しま留学連絡協議会
五島市奈留しま留学連絡協議会

後 援 五島市教育委員会

事務局 五島市教育委員会学校教育課
〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
電話 0959-72-7801
FAX 0959-72-5858
Eメール : kyouiku@city.goto.lg.jp

令和7年度 五島市しま留学制度 留学生募集要項

1 目的

この制度は、五島市久賀島・奈留島内の小学校及び中学校に転学を希望する児童・生徒に対し、久賀島・奈留島内の受入れ保護者（以下「しま親」という。）の協力を得て受入れを実施し、豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童・生徒の育成を図ることを目的とします。

2 募集基準

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する健康な児童・生徒
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童・生徒
- (3) 島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童・生徒
- (4) 小学3年生から中学3年生までの児童・生徒
- (5) 募集人数は、合わせて13名程度

3 契約と留学期間

- (1) 留学の期間は、原則として4月から翌年3月までの1年とします。但し、継続を希望する場合は、五島市（久賀・奈留）しま留学連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が協議の上、決定します。
- (2) 契約は、連絡協議会が立ち会いの上、留学生の実親としま親間で行い、契約事項を誠実に守ることとします。

4 留学に関わる費用

- (1) 留学生の実親には、委託料として一人あたり月額3万円（翌月分）を毎月25日までに納入していただきます。
- (2) 医療費、衣料費、小遣いなど留学生の生活に必要な費用は実親負担です。
- (3) 学校に納入する教材費、給食費、PTA会費などは実親負担です。
- (4) (2)と(3)については、実親としま親が協議の上、概算で預かり別途精算します。
- (5) 夏季及び冬季休業前後の帰省にかかる留学生本人の交通費については、年間2往復を上限に予算の範囲内で助成します。

①助成対象 留学生本人

②助成の範囲 福江ー長崎間ジェットfoil料金及び長崎駅ー帰省地の最寄り駅までのJR運賃

③助成回数 年間2回（夏季休業中1往復分・冬季休業中1往復分）

※ジェットfoil料金は、国境離島島民割引運賃とします

※JR 運賃は、新幹線自由席利用又は在来線で算定した額とし、利用交通機関問わず、定額とします（利用できる各種割引を利用した額）。

※海外に帰省する留学生の交通費の助成については、保証人等の住所を基準とし、予算の範囲内で助成する。

④助成率 予算の範囲内で決定します。 ※助成できない可能性もあります。

⑤申請 帰省交通費助成申請書に領収書を添付して申請します

⑥その他 出迎えに来る保護者等の交通費の助成はありません。

留学開始時及び留学終了時に発生する交通費の助成はありません。

- (6) 留学生の事故等に対応するため、傷害保険及び賠償責任保険（全国山村留学短期・長期留学の保険）に加入します。保険料は、実親負担（R 6：1人当たり年額26,629円前後）とし、年度始めの4月25日までに納入していただきます。

5 しま親

- (1) しま親は、留学生を家族の一員として、他の家族と区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、心身の健全な成長を願い、養育にあたります。
- (2) しま親は、学校運営に対し実親と同様の立場で参加します。また、しま親は実親との連絡を密にし、留学生に対して適切な対応を心がけます。
- (3) しま親は、留学生に事故や大きな病気等が発生しないように最善の注意を払います。発生した場合には、しま親が適切な処置を行うとともに連絡協議会に報告し、両者の協議の上で対応します。
- (4) 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとしていますが、滞在しようとする場合は、実親としま親が協議して決定します。

6 解 約

次の事項に該当する場合、連絡協議会としま親が協議の上、解約することができます。

- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき
- (4) その他、契約を継続しがたい事由が生じたとき

7 その他

- (1) この要項及び五島市（久賀・奈留）しま留学制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、実親、しま親、連絡協議会が協議の上、善処することとします。
- (2) 五島市しま留学は、五島市教育委員会しま留学要領に基づき、五島市教育委員会の協力を得て実施されるものです。
- (3) この要項は、令和7年4月1日より施行します。

《留学までの手順》

- 1 保護者は事務局に電話を行い、留学希望を伝えます。その後、リモート面談申込書を事務局に提出します。
- 2 児童生徒、保護者、学校、事務局とリモート面談を行います。
- 3 日程調整を行い、児童生徒と保護者は久賀島を訪問し、現地見学（平日）を行います。学校としま親宅の見学や説明もあります。
- 4 **留学申込書「様式1」及び必要書類「様式2・3」を連絡協議会事務局に提出**します。
※提出期限：**11月15日（金）** 必着 募集定員に満たない場合、再募集することもあります。
※しま連絡協議会で留学生の選考を行います。（**合否についての理由等はお答えできません**）
- 5 選考後、留学が決定したら、決定通知書とともに、しま留学委託契約書「様式4」を送付します。（12月下旬～）
- 6 しま親との連絡や転出入の準備その他の手続きをします。（2～3月）
- 7 春休み中にそれぞれで住所変更、転入手続きを行います。留学生始業式の前日までに引越を完了します。
- 8 始業式（入学式）には留学生の実親も一緒に出席します。同日、連絡協議会立ち会いの上、正式に契約式を行います。

令和7年度 留学のしおり

五島市久賀しま留学連絡協議会・久賀小中学校

1 転校の手続き

- (1) 現在の住所のある市役所等に転出届を出し、五島市役所に転入届を提出します。
 - ・遠隔地保険証等の交付については、事前に当該市役所と連絡を取ってください。
 - ・住民票異動の期日については、事前に連絡協議会と連絡を取ってください。
- (2) 現在通っている学校から在学証明書と教科用図書受給証明書が発行されますので、転入後、久賀小中学校に提出してください。
 - ・転校する旨を現在通っている学校に伝え、転校に関わる事務処理をしてもらいます。

<転入先学校>

【学校名】 五島市立久賀小中学校（小中併設校）
【住 所】 長崎県五島市久賀町245-8
【電 話】 0959-77-2002
【 FAX 】 0959-77-2031

- (3) 契約書やしま親との面談、転居については、連絡を取り合って決定します。

2 準 備

- (1) 寝具、衣類、日用品については、しま親と相談し、必要に応じ持参します。
- (2) 学用品については、現在使っているものを使用できます。
 - ・教科書については、現在使っている教科書を持参してください。使用教科書が異なる場合は、新たに給与されます。

3 経 費

- (1) 実親の負担する委託料は、月額30,000円です。（毎月25日までに翌月分を納入）
- (2) その他の経費 ※令和6年度の金額です。
 - ・給食費 月額（小学生）4,290円
（中学生）5,160円
 - ・修学旅行 無料（へき地補助で令和5年度実施）※一部負担があります。
 - ・教材費（小学生）年額6,000～7,000円程度
（中学生）年額3,000～5,000円程度
※学年により異なります。
 - ・PTA会費 年額4,800円
 - ・部活動振興会費及び部費（中学生のみ） 年額8,400円
 - ・傷害保険及び賠償責任保険（全国山村留学短期・長期留学の保険）
（令和6年度の保険料は、年額26,629円）

4 生活

- (1) 実親が来校した時は、担任やしま親との懇談を設定します。
- (2) 実親としま親は、定期的に連絡（週1回以上）を取り合い、留学生についての情報を共有します。SNSのみで済ませず、電話で情報共有を行ってください。
- (3) 学校は、しま親と実親の両者に学校だよりや学校からの連絡物、その他留学生に係る学校生活の様子を伝えます。
- (4) 通知表等、学業成績に関わる情報は、実親・しま親の両者が確認します。
- (5) 問題が生じたときは、実親・しま親・学校・コーディネーター・連絡協議会が協力して対応します。
- (6) 長期休業中は、原則として実親のもとへ帰省するものとします。滞在を希望する場合は、実親としま親が協議して決定します。その際の委託料は別に定めたとおりとします。
- (7) 通学は、学校の定めた方法で行います（徒歩、自転車、スクールタクシー）。
- (8) 寝具と小遣い等の必要額については、しま親と相談して決定します。
- (9) 修学旅行は、小学生は5・6年合同で、中学生は1・2年合同で、隔年で実施しています。令和7年度は、小中ともに実施予定です。
- (10) 制服・体操服・カバン・通学靴等は、現在使用しているもので構いません。新たに購入する必要はありません。
- (11) その他、学校生活に関わることは「生徒心得」「久賀っ子の一日」に従ってください。

5 学習

- (1) 教科書は、現在の学校で使用しているものを持参してください。出版社が異なるものは新たに給与されますので、購入は不要です。ただし、一旦、給与されたものを紛失している場合は、自費で購入することになります。
- (2) 令和6年度、小学校4・5年生が複式学級です（2学年が一緒に学習する）。一人の先生が2学年を教えますが、極少数人数ですので、家庭教師のようなきめ細かな指導が受けられます。
- (3) 中学校の部活動は、卓球部のみです（入部自由）。また、希望者は五島市中総体陸上大会や駅伝大会に出場します。

五島市（久賀・奈留）しま留学制度実施要綱

（目的）

第1条 五島市（久賀・奈留）しま留学制度（以下「しま留学」という。）は、五島市島内の小学校及び中学校に転学を希望する児童・生徒に対し、島内の受入れ保護者（以下「しま親」という。）の協力を得て受入れを実施し、豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童・生徒の育成を図ることを目的とする。

（応募基準・決定）

第2条 しま留学の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する健康な児童・生徒
 - (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童・生徒
 - (3) 島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童・生徒
 - (4) 小学3年生から中学3年生までの児童・生徒
- 2 しま留学の決定は、応募児童・生徒の健康状態、受入れ学校の状況、しま親の確保など総合的に勘案して、五島市教育委員会の承認を経て、五島市（久賀・奈留）しま留学連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が決定する。

（留学の期間）

第3条 留学の期間は、原則として4月からの1年とする。

- 2 年度途中での留学を希望する場合は、連絡協議会が協議の上、決定する。
- 3 継続を希望する場合は、連絡協議会が協議の上、その可否を決定する。

（履行事項）

第4条 決定を受けた留学生、実親及びしま親は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 留学生は、転学する校区内に住民登録すること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) しま留学に関する契約書の締結は、連絡協議会の立会いの上で行うこと。
- (4) 寝具等、日常生活に必要なものは、しま親と相談し、必要に応じ持参すること。
- (5) 留学生から実親へ電話する場合は、コレクトコールを基本とすること。

（留学の経費）

第5条 しま留学に係るしま親への委託料は、当分の間月額9万円とする。その内訳は、実親3万円、五島市助成金6万円とする。また、委託料は、それぞれ毎前月25日までに連絡協議会口座に入金しなければならない。

- 2 留学期間1月未満の委託料は、16日以上は1月とし、16日未満については、3千円に日数を乗じた額とする。この場合、実親は委託料の3分の1を負担し、五島市は3分の2を助成する。
- 3 しま留学に係る経費のうち、PTA（愛育会）会費、給食費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費、留学開始時及び留学終了時の引越しに係る経費、その他児童・生徒にかかるものは、実親が負担しなければならない。
- 4 長期休業中における昼食代については、実親は、1日300円をしま親に支払うものとする。ただし、授業日において、臨時的に学校給食が実施されない場合の昼食にかかる経費はしま親負担とする。

（しま親の委嘱と義務）

第6条 しま親は、しま留学制度を理解し、受入れ児童・生徒を家庭的に健やかに養育できる環境を保持できる家庭の中から、五島市教育委員会の承認を得て、連絡協議会長が委嘱する。

なお、実施要綱や契約条項の履行に問題が生じた場合は、五島市教育委員会の承認を得て、任期に限らず委嘱を取り消すこともあり得る。

- 2 しま親は、実親とよく連携を図り、受入れ児童・生徒を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。また、実施要綱や契約条項の履行を継続し難い事由が生じた時は、しま親を辞退しなければならない。
- 3 しま親は、五島市教育委員会が主催する必要な研修等を受けるものとする。

(事故発生時の処置)

第7条 留学生に病気または何らかの事故が発生した場合は、その実情に応じ、しま親が適切な処置を行う。

- 2 しま親は、実親に速やかに事故等の内容を報告し、指示を受けると共に、連絡協議会に経過を報告するものとする。また、必要に応じ、連絡協議会及び五島市教育委員会が対応を行うものとする。
- 3 留学生は、全国山村留学協会長期留学保険（傷害保険・賠償責任保険）に加入するものとし、その経費は実親負担とする。

(留学生の帰省等)

第8条 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとし、滞在しようとする場合は、実親としま親が協議し決定しなければならない。また、実家までの帰省等については、実親または実親に委任を受けた者が引率しなければならない。

- 2 長期休業の期間は、五島市学校管理規則第3条第1号から第4号に定める期間とする。
- 3 夏季及び冬季休業前後の帰省にかかる留学生本人の交通費については、年間2往復を上限に予算の範囲内で助成する。
- 4 上記3以外の留学に係る全ての経費については、実親が負担する。

(契約の解約)

第9条 次の事項に該当する場合は、しま親と連絡協議会が協議して本契約を解約することができる。ただし、実親の家庭の事情により、実親が解約を希望するときには、連絡協議会と協議して解約することができる。

- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき
- (4) その他、契約を継続しがたい事由が生じたとき

(その他)

第10条 しま親がやむを得ず、一家留守をせざるを得ない状況が発生した場合は、速やかに連絡協議会に連絡するとともに、その期間の留学生の宿泊等については、連絡協議会と協議の上、定めるものとする。その場合、留学生のしま親が臨時的に留学生を受け入れた家庭に支払う委託料は、1人1泊3,500円とする。

- 2 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、実親、しま親、連絡協議会が協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行し平成29年度予算に係る助成金から適用する。
- 2 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度予算に係る助成金から改正する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

令和7年度 留学のしおり

五島市奈留しま留学連絡協議会・奈留小中学校

1 転校の手続き

- (1) 現在の住所のある市役所等に転出届けを出し、五島市役所に転入届を出します。
 - ・遠隔地保険証等の交付については、事前に当該市役所と連絡を取ってください。
 - ・住民票異動の期日については、事前に連絡協議会と連絡を取ってください。
- (2) 現在通っている学校から在学証明書と教科用図書受給証明書が発行されますので、転入後、奈留小中学校に提出してください。
 - ・転校する旨を現在通っている学校に伝え、転校に関わる事務処理をしてもらいます。

<転入先学校>

【学校名】	五島市立奈留小中学校（小中併設校）
【住所】	長崎県五島市奈留町浦1225-1
【電話】	0959-64-2004
【FAX】	0959-64-3652

- (3) 契約書やしま親との面談、転居については、連絡を取り合って決定します。

2 準備

- (1) 寝具、衣類、日用品については、しま親と相談し、必要に応じ持参します。
- (2) 学用品については、現在使っているものを使用できます。
 - ・教科書については、現在使っている教科書を持参してください。使用教科書が異なる場合は、新たに給与されます。

3 経費

- (1) 実親の負担する委託料は、月額30,000円です。（毎月25日までに翌月分を納入）
- (2) その他の経費 ※令和5年度の金額です。
 - ・給食費 月額（小学生） 5,100円
（中学生） 5,830円
 - ・修学旅行 （小学生） 36,000円程度（中学生） 57,000円程度
 - ・教材費 （小学生）年額4,000～6,500円程度
（中学生）年額4,500～8,000円程度
※学年により異なります。
 - ・PTA会費 年額4,500円
 - ・部活動振興会費（中学生のみ） 年額2,400円
 - ・傷害保険及び賠償責任保険（全国山村留学短期・長期留学の保険）
（令和6年度の保険料は、年額26,627円）

4 生活

- (1) 実親が来校した時は、担任やしま親との懇談を設定します。
- (2) 実親としま親は、定期的に連絡（週1回以上）を取り合い、留学生についての情報を共有します。
- (3) 学校は、しま親と実親の両者に学校だよりや学校からの連絡物、その他留学生に係る学校生活の様子を伝えます（実親へは、定期的に月1回以上）。
- (4) 通知表等、学業成績に関わる情報は、実親・しま親の両者が確認します。
- (5) 問題が生じたときは、実親・しま親・学校・連絡協議会が協力して対応します。
- (6) 長期休業中は、原則として実親のもとへ帰省するものとします。滞在を希望する場合は、実親としま親が協議して決定します。その際の委託料は別に定めたとおりとします。
- (7) 通学は、学校の定めた方法で行います（徒歩、自転車、スクールタクシー）。
- (8) 寝具と小遣い等の必要額については、しま親と相談して決定します。
- (9) 修学旅行は、小学校は5・6年合同で、中学校は2・3年合同で隔年で実施しています。令和6年度の修学旅行は小学校です。
- (10) 制服・体操服・カバン・通学靴等は、現在使用しているもので構いませんので、新たに購入する必要はありません。
- (11) その他、学校生活に関わることは「生徒心得」に従ってください。

5 学習

- (1) 教科書は、現在の学校で使用しているものを持参してください。出版社が異なるものは新たに給与されますので、購入は不要です。ただし、一旦、給与されたものを紛失している場合は、自費で購入することになります。
- (2) 文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、小学1年生からの英語教育に力を入れています。小中併設校ですので、中学校の英語の先生の指導も受けられます。
- (3) 連携型小中高一貫教育校として、小学校・中学校・高等学校、さらには地域が一体となり、12年間の一貫継続した系統的な教育を行っています。
(主な小・中・高合同行事：歓迎遠足・体育大会・カルタ・百人一首大会)
- (4) 中学校には、現在「バトミントン」「柔道」「剣道」「総合文化」の4つの部活動があり、原則として全員入部します。

様式 1 (表面)

五島市 (久賀・奈留) しま留学申込書

ふりがな 留学生氏名		性別		(生年月日) 平成 年 月 日	留学生 写真添付		
現住所	〒 _____						4cm×3cm
電 話	TEL _____ (必須)						
F A X	Fax _____						
メールアドレス	E-mail _____ (必須)						
現在の 学校名 学 年	_____ 立 _____ 小・中学校 第 _____ 学年						実親 写真添付
ふりがな 保 護 者 氏 名				続柄			
家 族 状 況	氏 名	生年月日	続柄	氏 名	生年月日	続柄	
緊急時の 連絡先	() の 勤務先	会社名					
		住所					
		電話番号					
	その他	関係先	TEL _____				
★しま留学を 希望する理由 (できるだけ詳しく 書いてください。) *本人欄は自筆で記 入してください。	本 人						
	保 護 者						

様式 1 (裏面)

お子様の生活や行動面等で「しま親」に伝えておかなければならないことを必ず書いてください。1年間生活を共にします。事前に情報をいただくことで、お子様の適切な支援につながります。心配していることも含めて、正直に書いてください。

五島市 (久賀・奈留) しま留学連絡協議会長 様

下記の (児童 ・ 生徒) を、令和 年度五島市しま留学生として、長崎県五島市立 () 学校への (入学 ・ 転入学) を希望しますので、保護者の責任において申し込みます。

なお、現在在籍している学校へ五島市教育委員会を通じて照会を行うことを承諾します。

令和 年 月 日

本人署名 _____

保護者署名 _____

印 _____

- 本文書の内容については、双方の連絡のみに使用し部外秘とします。ただし、留学決定後は、学校にも記載事項の情報を提供します。
- 学校照会は、学校生活の様子や配慮事項などを確認し、教育委員会と学校が情報共有するためのものです。

しま留学を希望する皆さんへアンケート（部外秘）

なまえ（ ）

○ あなたは、島でどのような生活や学習をしたいと思いますか？

○ あなたは、島での生活に心配なことがありますか？

○ 小・中学校の子どもたちに伝えたいことを書いてください。

○ 次の質問にこたえてください。

- ・ 食べ物の好き嫌いがありますか？ ある（ ） ・ ない
- ・好きなこと、とくいなことは何ですか？（ ）
- ・にがてなことは何ですか？（ ）
- ・牛にさわったことはありますか？ ある ・ ない
- ・魚つりをしたことはありますか？ ある ・ ない
- ・泳ぐことはできますか？ 泳げる（ m） ・ 泳げない
- ・虫は好きですか？ はい ・ いいえ

保 健 調 査 票 (部外秘)

名 前					性 別		
生年月日					血液型	型 Rh (+・-)	
実親 緊急連絡先	①Tel _____ 続柄：				保 険 証 番 号		
	②Tel _____ 続柄：						
	③Tel _____ 続柄：						
実親 について	氏名 _____ 続柄：				住所 _____ Tel：		
しま親 について	氏名 _____				住所 _____ Tel：		
既往症 ※これまで に罹ったこ とのある病 気の番号に ○をし、そ の年齢を記 入してくだ さい。	1	はしか (麻疹)	オ	10	喘息・慢性気管支炎	オ	
	2	三日はしか (風疹)	オ	11	耳 [病名 _____]	オ	
	3	おたふく風邪 (流行性耳下腺炎)	オ	12	鼻 [病名 _____]	オ	
	4	水ぼうそう (水痘)	オ	13	心臓病 [病名 _____]	オ	
	5	川崎病	オ	14	その他 [病名 _____] [病名 _____] [病名 _____] [病名 _____]	オ	
	6	腎臓病	オ			オ	
	7	肝臓病	オ			オ	
	8	糖尿病	オ			オ	
	9	けいれん・ひきつけ	オ			オ	
予防接種 について	種 類		接 種 時 期		接種の有無		副反応の有無
	麻疹・風疹		1歳から2歳の間		した・しない		有 無
			5歳から7歳の間		した・しない		有 無
	BCG		生後6ヶ月までの間		した・しない		有 無
	おたふく風邪				した・しない (回数：1回・2回)		有 無
	水ぼうそう		生後12~15ヶ月までの間		した・しない (回数：1回・2回)		有 無
	三種混合 (ジフテリア ・百日ぜき・破傷風)		生後3~11ヶ月までの間		した・しない		有 無
生後12ヶ月~7歳半			した・しない		有 無		
アレルギー について	食物アレルギー		なし・あり (食品名： _____) (症 状： _____)				
	そ の 他 例：ハウスダスト		なし・あり (原因物質： _____) (症 状： _____)				

様式 3 (裏面)

体の様子 (次の項目に当てはまるものがあれば○印を記入してください)

区分	項目	小2	3	4	5	6	中1	2
内科	1 熱が出やすい							
	2 頭痛をおこしやすい							
	3 腹痛をおこしやすい							
	4 吐きやすい							
	5 下痢をしやすい							
	6 便秘しやすい							
	7 動悸や息切れがある							
	8 立ちくらみや貧血をおこしやすい							
	9 湿疹やじんましんがしやすい							
	10 喘息がしやすい							
	11 かぜをひきやすい							
	12 疲れやすい							
	13 登校時、心身の異常を訴えることがある							
	14 朝起きにくく、午前中調子が悪いことがある							
眼科	15 遠くを見るときに目を細める							
	16 目やにがよく出たり、充血しやすい							
	17 よく目がかゆくなる							
	18 目がかわきやすい							
	19 眼鏡 (コンタクト) を使用し始めた時期							
耳鼻咽喉科	20 耳が聞こえにくい (右・左)							
	21 中耳炎になりやすい							
	22 かぜをひいていなくても鼻がつまる							
	23 鼻血が出やすい							
	24 へんとう腺がよく腫れる							
25 普段、口を開けていることが多い								
歯科	26 歯が痛むことがある							
	27 歯ぐきが腫れたり、出血しやすい							
	28 冷たいものが歯にしみる							
	29 あごの関節が痛むことがある							
	30 歯ならびで心配なところがある							
31 口のおいが気になる								
その他								

※ 本文書の内容については、留学生の健康・安全を確保する目的のみに使用し、しま親及び学校にも情報を提供します。

五島市（久賀・奈留）しま留学委託契約書

留学生の保護者（児童に対し親権を行う者、親権を行う者がいないときは後見人。以下同じ。）を甲とし、これを受け入れる家庭（留学生を養育する者）を乙とし、五島市（久賀・奈留）しま留学連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を丙として、甲と乙と丙は、留学生の委託について、児童福祉の理念に基づく留学生のより良い生活を実現するために、次のとおり合意する。

第1条 甲・乙・丙は、五島市（久賀・奈留）島内の小学校及び中学校にしま留学を希望する児童・生徒（以下「留学生」という。）を受け入れ、地域の児童・生徒とともに健全な育成を図り、教育の充実・向上を促進するために本契約を結ぶものとする。

第2条 受け入れる留学生は、小学3年生から中学3年生とし、その期間は原則として1年とする。ただし、甲が留学生の希望に基づいて、その継続を希望する場合は、連絡協議会が協議の上、その可否を決定する。

第3条 甲は、委託料として、一人月額30,000円（翌月分）を、毎月25日までに丙の口座に振り込んで支払うものとし、丙は、それを毎月月初めに、五島市助成金60,000円と合わせて乙の口座に振り込んで支払うものとする。

第4条 前条に定める他、留学生の就学に要する費用、PTA（愛育会）会費、給食費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足、旅行経費、部活動費、留学開始時及び留学終了時の引越しに係る経費、その他児童・生徒にかかる経費は、甲が負担するものとする。これらの納入、支払いの方法については、甲乙が協議して定めることとする。

第5条 留学生の転入や留学に必要な手続きは、乙及び丙の協力を得て、甲が行うものとする。

第6条 乙は、留学生を家族の一員として区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、健全な身体及び豊かな情操と良識を持った人間になるよう誠実に養育するものとする。

第7条 学校の長期休業中は原則帰省するものとし、滞在しようとする場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。留学期間1月未満の委託料は、16日以上は1月とし、16日未満については、3,000円に日数を乗じた額とする。この場合、甲は委託料の3分の1を負担し、五島市は3分の2を助成して負担する。長期休業中の昼食代として、甲は乙に1日300円を支払うものとする。

第8条 授業日において、臨時的に学校給食が実施されない場合の昼食にかかる経費は乙が負担するものとする。

第9条 甲は、本契約の締結により留学生の扶養義務の全てを乙に委ねるものではなく、次に掲げる事項等の問題が生じた場合には、乙に迷惑をかけないよう誠意をもって処置する。

- (1) 留学生に、病気あるいは事故などにより身体に異常が生じた場合、乙は医師または医療機関に相談する等、適切な処置を取るとともに、速やかに甲に連絡を取り、その後の処置は甲が負う。
- (2) 留学生の問題行動、または重大な事故や病気が発生した場合、乙は丙と協議の上、必要な処置を取るとともに、甲に連絡を取るが、その後の処置は甲が負う。
- (3) 留学生の養育が困難になった時、乙は甲及び丙と協議しその後の処置は甲が負う。
- (4) 留学生が、故意または過失によって不測の事故を起こした場合の処置は甲が負う。
- (5) 乙に、一時的に住居を離れ留学生を養育できない事情が生じた場合には、連絡協議会会員が臨時的に養育するものとする。その際、発生する経費については、乙負担とする。

第10条 前条に掲げる事故等が生じた場合において、乙に何らかの法的責任が認められる場合にも、丙が甲に対して賠償責任を負う。
この場合において、丙は、当該賠償責任について、乙に求償権を行使しない。

第11条 留学生は、全国山村留学協会長期留学保険（傷害保険・賠償責任保険）に加入し、その経費は甲が負担する。

第12条 保証人は、本契約に基づき甲が負担する一切の債務を、極度額50万円の範囲内で保証し、その弁済の責めを負う。

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙と丙が協議して本契約を解約することができる。ただし、甲の家庭事情により甲が解約を希望するときには、丙と協議して解約することができる。

- (1) 留学生の問題行動により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき
- (4) その他、契約を継続しがたい事由が生じたとき

2 前項(4)において、乙の責によって甲に何らかの損害が生じたとしても、その責任は丙が負うものとする。この場合において、丙は、当該賠償責任について、乙に求償権を行使しない。

第14条 本契約に定めるものの他、必要な事項が生じたときは、甲、乙、丙三者が協議することとする。

第15条 甲、乙、丙は、五島市（久賀・奈留）しま留学制度実施要綱に定めたものに従うものとする。

第16条 本契約を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び甲の保証人が自署押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

留学生 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 性別（男・女） 甲との続柄 _____

甲 住 所 _____

氏 名 _____ 印（自署）

保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印（自署）

【甲との関係： _____】

乙 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

丙 住 所 _____

会長氏名 _____ 印 _____

五島市（久賀・奈留）しま留学現地見学申込書 No.1

令和 年 月 日

五島市（久賀・奈留）しま留学連絡協議会長 様

見学希望日	令和 年 月 日 ()							
参加者	大人 (父 ・ 母 ・) 子供 (中学生 人 ・ 小学生 人 ・ 幼児 人) 合計 人							
留学を検討している児童・生徒	ふりがな 氏名	年齢	性別	学年				
	現在の学校名	立 小・中学校						
	ふりがな 氏名	年齢	性別	学年				
	現在の学校名	立 小・中学校						
見学の希望先	学校や授業の様子、しま親宅の見学を希望します。							
宿泊希望	※久賀島・奈留島での宿泊を希望される場合は、宿舎（民宿or民泊）を御紹介いたします。 （久賀島・奈留島・福江島）での宿泊を希望します。 令和 年 月 日～ 月 日（泊 日） ・宿泊は希望しません							
保護者	住所 〒	— 都・道・府・県						
	ふりがな 氏名	印						
	連絡先（自宅TEL）	—						
	携帯	—						
	メールアドレス	@						
その他	御不明な点・質問等がありましたら御記入ください。							

送付先：五島市教育委員会学校教育課

【FAX】0959-72-5858

五島市（久賀・奈留）しま留学現地見学申込書 No. 2

※ この資料は、現地を見学される際、学校・しま親へ配付する大切な資料ですので、お子様の現状について、できるだけ詳細に御記入ください。

	児童生徒氏名
1 「しま留学制度」を何でお知りになりましたか？	
2 留学を検討されている理由は何ですか？	
3 お子様は、留学によりどんなことを学び、体験したいと言っていますか？	
4 保護者として、留学に何を期待されていますか？	
5 現在通っている学校や御家庭でのお子様の様子について御記入ください。	
[学校での様子]	
[御家庭での様子]	

6 その他

※留学制度についてのご質問・その他について御記入ください。

五島市しま留学 帰省交通費助成申請書（夏季・冬季休業）

五島市（久賀・奈留）しま留学連絡協議会長 様

下記により帰省しましたので、領収書を添付し、交通費の助成を申請いたします。

申請日	令和 年 月 日								
申請者氏名	印								
留学生氏名									
帰省先住所	〒								
帰省先 J R 最寄り駅	都・府・県 駅								
帰省期間	(五島を発った日) (五島に着いた日) 令和 年 月 日～令和 年 月 日								
添付した領収書									
助成振込口座	銀行 支店 (普通預金・当座預金) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 口座名義人 _____								

【帰省に係る交通費の助成について】

- 1 助成対象者 留学生本人
- 2 助成の範囲 福江ー長崎間 J F 料金及び長崎駅ー帰省地の最寄り駅までの J R 運賃
 ※ジェットフォイル料金は、国境離島民割引運賃とします。
 ※ J R 運賃は、新幹線自由席利用又は在来線で算定した額とし、利用交通機関を問わず定額とします（利用できる各種割引を活用した額）。
 ※海外に帰省する留学生の助成については、保証人等の住所を基準とし、予算の範囲内で助成します。
- 3 助成回数 年間 2 回（夏季休業中 1 往復分、冬季休業中 1 往復分）
- 4 助成率 予算の範囲内で決定します。 ※助成できない可能性もあります。
- 5 申請 助成申請書は、帰省終了後に領収書を添付して提出し、助成額の決定後、指定口座に振り込みます。
- 6 その他
 - ・出迎えに来る保護者等の交通費の助成はありません。
 - ・留学開始時及び終了時の交通費の助成はありません。

様式 1 (表面)

五島市 (久賀・奈留) しま留学申込書

記入例

ふりがな 留学生氏名	ごとう かつお 五島 勝雄		性別	男	(生年月日) 平成24年7月1日		留学生 写真添付
現住所	〒111-1111 〇〇県 △△市 ◇◇町 □□丁目1234番地5						4cm×3cm
電話	TEL 678-910-1112						
FAX	Fax 同上						
メールアドレス	E-mail tarou-hanako@city.goto.lg.jp						
現在の 学校名 学年	〇〇県△△市立◇◇小・中学校 第5学年						実親 写真添付
ふりがな 保護者 氏名	ごとう ひらす 五島 平須		続柄	父	(生年月日) S56年8月1日		
家族 状況	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄	
	五島 貴美奈子	S56.3.1	母				
	五島 鯛二	H19.2.1	兄				
	五島 佐々江	H21.5.1	妹				
緊急時の 連絡先	(母) の 勤務先	会社名	(株) 〇〇商事				
		住所	〇〇県 △△市 ■■町 □□丁目 321番地3				
		電話番号	678-910-3456				
	その他	関係先	祖父 島 武利男 TEL 678-921-8765				
★しま留学を 希望する理由 (できるだけ詳しく 書いてください。) *本人欄は自筆で記 入してください。	本人	<p>ぼくは、さかなつりが大好きです。テレビで五島を見てとても楽しそうだと思います。島で友達や先生とつりをしたいです。勉強も、人数が少ないので、わからないところは、どんどん質問して、勉強もがんばりたいです。</p>					
	保護者	<p>豊かな自然の中で、少人数の学校できめ細かな教育を受け、心身共にたくましく成長してほしいと願っている。留学については、本人と何度も話し合いを行った。親元から一時離れることによって、我慢強さや社会性を身につけてほしい。</p>					

お子様の生活や行動面等で「しま親」に伝えておかなければならないことを必ず書いてください。1年間生活を共にします。事前に情報をいただくことで、お子様の適切な支援につながります。心配していることも含めて、正直に書いてください。

○整理整頓が得意ではありません。

○ゲームが好きなので、家では1日30分と時間を決めて許可を与えています。しま留学でも、30分を守らせたいと思っていますので、御協力をお願いしたいと思っています。

○風邪をひきやすく、へんとう腺が腫れると高熱が出やすいです。小児喘息がありました。現在はおさまっています。

○アレルギーはありませんが、豆類を好みません。

○昆虫が大好きです。絵を描くことも得意としています。人との関係を築くのに時間がかかりますが、親しくなった友達や先生とはよく話をします。

○現在、学校には楽しく通っていますが、おとなしいところもあり、35人学級よりも少人数クラスのほうがより自分が出せるのではないかと考えています。

五島市 (久賀)・奈留) しま留学連絡協議会長 様

下記の (児童 ・ 生徒) を、令和 7 年度五島市しま留学生として、長崎県五島市立 (久賀小) 学校への (入学 ・ 転入学) を希望しますので、保護者の責任において申し込みます。

令和 7 年 ○ 月 △ 日

本人署名 ※本人自筆記入

保護者署名 ※保護者自筆記入 印

・本文書の内容については、双方の連絡のみに使用し部外秘とします。ただし、留学決定後は、学校にも記載事項の情報を提供します。

記入例 (久賀・奈留) しま留学現地見学申込書 No. 1

令和6年9月1日

五島市(久賀・奈留)しま留学連絡協議会長様

見学希望日	令和6年10月6日(金)								
参加者	大人(父)・母・ 子供(中学生 人・小学生 1人・幼児 人) 合計 2人								
留学を検討している児童・生徒	ふりがな 氏名	ごとう 五島	たろう 太郎	年齢	11歳	性別	男	年	小5
	現在の学校名	〇〇県△△市立□□小・中学校							
	ふりがな 氏名	年齢	性別	年	年	性別	年	年	年
	現在の学校名	立 小・中学校							
見学の希望先	学校や授業の様子、しま親宅の見学を希望します。								
宿泊希望	※久賀島・奈留島での宿泊を希望される場合は、宿舎(民宿or民泊)をご紹介いたします。 (久賀島・奈留島・福江島)での宿泊を希望します。 令和6年10月5日～10月6日(1泊2日) ・宿泊は希望しません(見学は平日のみ可能)								
保護者	住所 〒111-1111 〇〇 都・道・府・県 △△市 ◇◇町 □□丁目 1234番地5 ふりがな 氏名 五島 一雄 (印) 連絡先(自宅TEL) 678-910-1112 携帯 090-1234-5678 メールアドレス gotonaruhisa@goto.co.jp								
その他	ご不明な点・質問等がありましたらご記入ください。								

送付先: 五島市教育委員会学校教育課

【FAX】0959-72-5858

(久賀・**奈留**) しま留学現地見学申込書

No.2

※ この資料は、現地を見学される際、学校・しま親へ配付する大切な資料ですので、お子様の現状について、できるだけ詳細にご記入ください。

児童生徒氏名	五島 太郎
1 「しま留学制度」を何でお知りになりましたか？	
五島市のしま留学のホームページ	
2 留学を検討されている理由は何ですか？	
島の豊かな自然の中でのびのびとした学校生活を経験させたい。 また、小中併設なので、様々な年齢の友達と交流してほしい。	
3 お子様は、留学によりどんなことを学び、体験したいと言っていますか？	
海の近くであるので魚釣りや農作業も体験してみたい。	
4 保護者として、留学に何を期待されていますか？	
自然体験をとおして勉強や友達と遊ぶ楽しさを味わって欲しい。そして、豊かな自然の中での生活を通して心身共にたくましく成長してほしい。	
親元を離れた生活で、自分の身の回りの整理整頓などを自主的に行い、自立した生活ができるようになってほしい。	
家庭学習は今も毎日やっているが、少人数であることを生かし、先生方から学習面でのアドバイスをもらいながら、苦手分野を積極的に克服してほしい。	
しま親さんとの生活をとおして、感謝の気持ちを持ち、丁寧な言葉遣いで大人と接する礼儀を身に付けてほしい。	

6 その他

※留学制度についてのご質問・その他についてご記入ください。

五島市しま留学 帰省交通費助成申請書 (夏季・冬季休業)

五島市 (久賀)・奈留) しま留学連絡協議会長 様

記入例

下記により帰省しましたので、領収書を添付し、交通費の助成を申請いたします。

①	申請日	令和 7 年 7 月 25 日																										
②	申請者氏名	五島 みどり (印)																										
③	留学生氏名	五島 鬼岳																										
④	帰省先住所	〒 123-456 愛知県名古屋市昭和区1-12																										
⑤	帰省先JR最寄り駅	愛知 都・府・県 名古屋 駅																										
⑥	帰省期間	(五島を発った日) 令和7年7月24日 ~ (五島に着いた日) 令和7年8月25日																										
⑥	添付した領収書	・福江 → 福岡間 航空機 ・福岡 → 名古屋間 航空機 ・名古屋駅→長崎駅間 JR ・長崎港→福江港間 高速船 (注) 実際に利用した交通機関の留学生分の領収書を添付																										
⑦	助成振込口座	愛知 銀行 昭和 支店																										
⑧		<table border="1"> <tr> <td>預金種目</td> <td>普通</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td>五島 みどり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	預金種目	普通	7	6	5	4	3	2	1	口座番号									口座名義人	五島 みどり						
預金種目	普通	7	6	5	4	3	2	1																				
口座番号																												
口座名義人	五島 みどり																											

【帰省に係る交通費の助成について】

- 助成対象者 留学生本人
- 助成の範囲 福江ー長崎間 J F 料金及び長崎駅ー帰省地の最寄り駅までの J R 運賃
 - ジェットフォイル料金は、国境離島島民割引運賃とします。
 - J R 運賃は、新幹線自由席利用又は在来線で算定した額とし、利用交通機関を問わず定額 とします (利用できる各種割引を活用した額)。
 - 海外に帰省する留学生の助成については、保証人等の住所を基準とし、予算の範囲内で助成します。
- 助成回数 年間2回 (夏季休業中1往復分、冬季休業中1往復分)
- 助成率 予算の範囲内で決定します。 ※助成できない可能性もあります。
- 申請 助成申請書は、帰省終了後に領収書を添付して提出し、助成額の決定後、指定口座に振り込みます。
- その他 ○出迎えに来る保護者等の交通費の助成はありません。
○留学開始時及び終了時の交通費の助成はありません。

MEMO